

令和7年度宮城県薬物乱用対策報告書概要 (令和6年度における薬物乱用対策の実施状況・目標達成状況〔9の対策、69の取組〕)

<実施状況・目標達成状況>

基本目標1

啓発強化と薬物乱用未然防止

基本目標2

充実による再乱用防止
薬物乱用者及びその家族への支援

基本目標3

による薬物の不正流通防止
指導・取締り・水際対策の徹底

対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化 [P5~15](#)

対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止啓発の推進 [P16~26](#)

対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知 [P27~31](#)

対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知 [P32~36](#)

対策5 薬物乱用者及びその家族への支援等 [P37~41](#)

対策6 薬物依存者に対する地域支援体制の強化 [P42~46](#)

対策7 違法薬物の取締り徹底及び監視指導の強化 [P47~55](#)

対策8 水際対策の徹底 [P56~59](#)

対策9 正規流通麻薬等の適正な管理 [P60~63](#)

- 全ての小中高校で年1回は薬物乱用防止教室を実施することを目標とし、小学校・中学校・高校等に対して、薬物乱用防止教室の実施を働きかけるとともに、講師を派遣し、その実施率は90.4%であった。また、県内大学・専門学校においても薬物乱用に係る講義や啓発を行った。併せて講師・指導者に対し、最新の知識共有に努めた。(税関、麻薬取締部、少年課、組織犯罪対策第二課、保健体育安全課、業務課) [P6~8](#)、[P11~12](#)
- 各市町村教育委員会及び県立学校宛てに「長期休業中の生徒指導について」を通知し、長期休業等における薬物乱用防止の徹底を図った。また、生徒指導主事連絡会議等を通じ、薬物乱用防止の指導について、教員の共通理解を図った。(義務教育課、高校教育課) [P9~11](#)
- 各私立学校に対して薬物乱用防止に係る通知等を周知し、薬物乱用防止の意識醸成を支援した。(私学・公益法人課) [P10](#)

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動期間中、9市町9カ所で開催し、延べ5,100人に対し資料配布などの啓発を実施した。(業務課) [P17](#)
- “社会を明るくする運動”の一環として、青少年2,200人に対して薬物乱用防止教室等を実施した。(仙台保護観察所) [P18](#)
- 少年警察ボランティア等と連携し、街頭補導・広報啓発活動を実施した。(少年課) [P19](#)
- 青少年健全育成条例に基づき、違法薬物の使用等を助長する描写が含まれている書籍1冊を有害図書類として指定した。(共同参画社会推進課) [P19](#)
- 薬物乱用防止に関する図書を備え付け、在所者に対して薬物乱用に係る有害性について啓発を行った。(仙台少年鑑別所) [P21](#)
- ポスターの掲示、ホームページ・報道機関等を通じ、薬物乱用防止啓発を実施した。(税関、宮城労働局、少年課、組織犯罪対策第二課、業務課、消費生活・文化課) [P19~22](#)
- 高等学校PTA連合会を通じ、高校1年生(新入生)とその保護者を対象に、「薬物乱用防止」に関する小冊子を配布した。(生涯学習課) [P21](#)
- 薬物乱用防止教育認定講師、ライオンズクラブ職員に講演を実施した。(麻薬取締部) [P22](#)
- 県内10地区で薬物乱用防止指導員261人(令和7年3月31日時点)を委嘱、延べ34,924人に対し各地区の集会、会合やイベント等で啓発を実施した。(業務課) [P22](#)
- 業務課ホームページで、危険ドラッグについての基礎知識等や、大麻グミ等の新形態の違法薬物について周知を行った。また、大麻の有害性、危険性についてSNSを用いた啓発を行った。さらに、オーバードーズの危険性・有害性や相談窓口を記載した啓発カードを作成した。(業務課) [P23](#)

- スクールカウンセラーを県内全ての公立小・中・義務教育学校、県立高校に配置・派遣するなどして、教育相談体制の整備を図った。(義務教育課、高校教育課) [P27~28](#)
- 関係団体と共催でゲートキーパー養成研修会を開催し、薬局・ドラッグストアの薬剤師・登録販売者等計135人に、ゲートキーパーの役割と重要性を説明した。(業務課) [P29](#)

- 各取締機関や行政機関、民間団体等が薬物乱用に係る相談窓口を設置し広く周知を行うと共に、相談対応を行った。(麻薬取締部、少年課、組織犯罪対策第二課、精神保健福祉センター、業務課) [P33~34](#)

- 薬物初犯者、薬物離脱希望者に対し、再乱用防止支援プログラムを実施し、新規6人、継続7人、計13人に対し支援した。(麻薬取締部) [P37](#)
- 依存症家族教室を年10回実施し、延べ62人が参加した。また、当事者支援プログラムを年10回実施し、延べ13人が参加した。(精神保健福祉センター) [P38](#)
- 引受人会を集団で4回開催し、延べ23人が参加した。引受人に対し、薬物依存の理解を深めることができた。(仙台保護観察所) [P38](#)
- 矯正施設や保護観察所から依頼のあった支援対象者等80人に対して就労支援を実施した。就職者数は49人であった。(宮城労働局) [P38~39](#)
- 定期的に薬物乱用防止に関する視聴覚教材を放送した後、在所者に感想文を書かせることで、薬物乱用防止に対する理解を深めた。(仙台少年鑑別所) [P39](#)
- 民間団体の協力を得て、薬物再乱用防止プログラムを実施した。集団処遇を35回実施し、薬物事犯保護観察対象者60人が受講した。(仙台保護観察所) [P39](#)
- 協力雇用主の元への雇用につなげるため、公共職業安定所及び就労支援事業所と連携した就労支援を実施した。(仙台保護観察所) [P40](#)
- 地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設退所予定者等に社会復帰と地域生活への定着を支援した。(社会福祉課) [P40](#)
- 執行猶予判決が見込まれる薬物乱用者に対して再乱用防止パンフレットを閲覧・配付した。(組織犯罪対策第二課) [P40~41](#)

- 薬物依存症者の支援者を対象とした研修会を2回開催した。(精神保健福祉センター) [P42~43](#)
- 保護司活動インターンシップや保護司候補者検討協議会を県内各地で開催し、45人が新たに保護司として委嘱された。(仙台保護観察所) [P43](#)
- 専門医療機関等にコーディネーターを配置し、依存症患者及び家族等を支援した。また、民間団体の普及啓発活動に補助金を交付し、支援した。(精神保健推進室) [P43](#)
- 薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援について、関係機関相互のより緊密な連携を図るため、「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」を年間10回開催した。各機関と連携したケースの情報共有や事例検討を行うとともに、当事者の体験談を聴く機会を設け、薬物依存症の理解に努めた。(仙台保護観察所) [P44](#)

- サイバートロール等による情報収集や突き上げ捜査を実施して、密売組織の実態解明及び壊滅を図った。(麻薬取締部、組織犯罪対策第二課) [P48](#)
- 暴力団等による薬物事犯を多数検挙し、薬物密売組織の壊滅及び薬物供給ルートの遮断等の効果を得た。(組織犯罪対策第一課) [P49](#)
- 消費者から寄せられる情報の中に特定商取引法及び消費生活条例に違反していないか監視した。薬物乱用に係る情報等はなかった。(消費生活・文化課) [P50](#)
- 「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」の規定に基づき、知事指定薬物を6物質指定した。(業務課) [P51](#)
- 危険ドラッグの指導取締り強化のため、関係機関との情報共有及び連携強化を図り、販売店の閉店を確認した。(麻薬取締部、組織犯罪対策第二課、業務課) [P51~52](#)
- 北海道・東北地区麻薬取締協議会を開催し、検察庁、管区警察局、管内各県警察、出入国在留管理局、税関、海上保安本部、米空軍犯罪捜査局、米海軍犯罪捜査局等合計42機関と情報を共有した。(麻薬取締部) [P52](#)

- 各関係機関の連携強化により、効率的な情報収集及び共有を図るとともに、積極的な合同捜査を実施し、水際取締りを徹底した。(仙台地方検察庁、税関、麻薬取締部、海上保安部、組織犯罪対策第二課) [P57~58](#)
- 漁協、港湾関係者、航空関係者等に情報提供を依頼し、入手した情報等を分析し効果的な水際対策を行った。(税関) [P58~59](#)
- 個人識別情報を活用した厳格な入国審査等を確実に実施し、薬物法令違反に係る外国人の入国を阻止した。(仙台出入国在留管理局) [P59](#)

- 麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づき、医療機関等の立入検査を行い、麻薬等の譲受け、譲渡し等の必要な監視、指導を行った。(麻薬取締部、業務課) [P60~61](#)
- 市販薬販売について、薬局やドラッグストアの立入検査時に、濫用等のおそれのある医薬品については、購入者が若年層の場合は氏名や年齢等を確認しているか等、法令遵守の適合状況の確認を行った。(業務課) [P61](#)
- 労働安全衛生法に基づき、有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用・保管の指導及び相談に応じた。(宮城労働局) [P62](#)

<考察・課題>

- 令和6年度の小中高校における薬物乱用防止教室の実施率は県全体で90.4%であり、順調な開催状況であった。[【対策1】](#)
- 若年層を中心に、増加を見せる大麻乱用や社会問題化しているオーバードーズを未然に防止するため、大学生、専門学校生を対象に、薬物乱用防止教室やその他講義等による啓発活動に取り組んだ。[【対策1】](#)
- 今後も若者自身、また指導者に対する正しい知識の啓発を行い、その啓発方法についても工夫しながら、効果的な周知を図っていくことが重要である。[【対策1】](#)
- 大麻などの違法薬物はもちろんのこと、向精神薬や市販薬なども含めた乱用の危険性・有害性について、科学的知見に基づく分かりやすい啓発内容の充実と、対象者の属性に応じた効果的な啓発活動の強化を図っていく。[【対策2】](#)
- 学校や薬局・ドラッグストア等の現場においても、薬物乱用未然防止のための相談体制の強化を図っていく。[【対策3】](#)

- 行政機関や医療機関だけでなく、各取締機関による薬物乱用問題に対する相談窓口設置のほか、薬物依存者やその家族に対する支援制度など、再乱用防止に向けた推進体制の充実化が図られ、各機関が実施する回復プログラム等の強化により、成果を挙げた。[【対策4-6】](#)
- 引き続き、当事者が必要な時に確実に相談窓口につながるよう、身近な相談窓口の情報を広めるなど、周知を強化していく必要がある。[【対策4】](#)
- 薬物乱用者が、治療を必要とする薬物依存症からの回復支援、そして地域社会の中で引き続き適切な支援を受けることができるように、地域の医療、保健、福祉機関の連携及びその周知を一層強化する必要がある。[【対策5】](#)
- 当事者、家族及びその支援者が、薬物依存症が適切な治療・支援により回復可能な病気であること等を正しく理解し、対応できるように、今後も薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会の開催等による関係機関の連携強化と依存症理解の取組みを推進する。[【対策6】](#)

- 各取締機関による地道な捜査や、関係機関の連携により、薬物事犯に関わる者の検挙や密売組織の壊滅などの成果を挙げた。[【対策7】](#)
- 日々巧妙化、潜在化する密売事犯に対応し、違法薬物の指導取締りを強化するため、関係機関間で連携して効率的な情報収集を図る必要がある。引き続き、末端乱用者に対する取締りの徹底に加え、薬物の供給源となる薬物密売組織の壊滅を図り、需要と供給両面からの不正流通防止対策を実施する。[【対策7、8】](#)
- 医薬品等の不正流通を防止するため、引き続き、麻薬業務所に対する監視指導を実施していくとともに、濫用のおそれのある医薬品の販売店に対し、適正な販売の徹底を指導していく。[【対策9】](#)

<参考データ>

